

下請中小企業振興法第3条に基づく振興基準の改定案について

令和5年12月25日
中小企業庁
事業環境部取引課

1. 今回の振興基準改定の背景

下請中小企業振興法第3条に基づく「振興基準」は、下請中小企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準として経済産業大臣が定めるものである。

現行の振興基準は、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日閣議了解）等を受け、中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会取引問題小委員会における議論等を経て、令和4年7月に改正を行ったもの。

足元の物価高の中、我が国の雇用の7割を支える中小企業が実質賃金の引上げを実現するためには、賃上げの原資を確保する価格転嫁が極めて重要となっている。中でも、価格転嫁率が低い労務費の上昇分を適切に転嫁できる環境を作ることが重要との背景から、内閣官房及び公正取引委員会において、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日）が取りまとめられたところ。

下請取引の価格交渉・価格転嫁の現場において本指針の活用を促進し、労務費の価格転嫁を推進するため、今次の振興基準改正を行うこととする。

2. 新規措置事項の具体的な規定内容について

① 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

第4（対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項）の1（対価の決定の方法の改善）において、親事業者及び下請事業者は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた、発注者として採るべき行動／求められる行動、受注者として採るべき行動／求められる行動に沿って対応すること等を規定。第8（下請取引の機会の創出の促進その他下請中小企業の振興のため必要な事項）の9（支援策の活用）においても関連する規定を追加。

② 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁目標

第4（対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項）の1（対価の決定の方法の改善）において、「経済財政運営と改革の基本方針2023」に掲げられたとおり、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分については、その全額転嫁を目指すことを規定。

その他、必要な改正を行う。

以上

（昭和四十五年十二月二十六日）

（法律第一百四十五号）

（振興基準）

第三条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

2 振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項
- 二 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項
- 三 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項
- 四 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項
- 五 下請事業者の連携の推進に関する事項
- 六 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項
- 七 下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項
- 八 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

3 振興基準は、中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者の下請取引の実態その他の事情を勘案して定めなければならない。

4 経済産業大臣は、振興基準を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

（主務大臣等）

第十七条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 第四条の規定による指導又は助言については、当該下請事業者又は親事業者の事業を所管する大臣とする。
 - 二 第五条第一項、第六条若しくは第七条第一項の規定による承認、同条第二項の規定による承認の取消し又は第十四条第一項の規定による報告の徴収については、当該振興事業計画に従つて振興事業を実施すべき事業者の事業を所管する大臣とする。
 - 三 第八条第一項、第九条若しくは第十条第一項の規定による認定、同条第三項の規定による認定の取消し又は第十四条第二項の規定による報告の徴収については、経済産業大臣及び認定特定下請連携事業に係る事業を所管する大臣とする。
- 2 第八条第一項及び第十条第一項における主務省令は、前項第三号に規定する主務大臣が共同で発する命令とし、次条における主務省令は、同号に規定する主務大臣の発する命令とする。
- 3 経済産業大臣は、振興基準を定めようとするときは、下請事業者及び親事業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。